

高齢者虐待防止法施行11年目を迎えて思うこと

松下 年子

日本高齢者虐待防止学会 副理事長
横浜市立大学大学院医学研究科看護学専攻

平成 27 年、K 市で起きた老人ホーム入所者の連続転落死をきっかけに発覚した高齢者に対する数々の暴行、虐待、窃盗、また K 市に限らず同事業者の他施設における虐待の実態も報じられて、世論の動揺は甚大であった。施設で何が起っていたのか、なぜ暴行を防ぐことができなかったのかという疑問とともに、養介護施設従事者等による高齢者虐待を予防・予知・防止する重要性和困難性が、身に染みて反芻された。平成 18 年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法とする）」が施行されて以降、養介護施設従事者等による高齢者虐待（以下、施設内虐待とする）の相談・通報件数と虐待判断事例数は増加し続けてきた。平成 18 年では相談・通報件数と虐待判断事例数が 273 件と 54 件であったのが、平成 26 年には 1,120 件と 300 件に、相談・通報件数は 4.1 倍、虐待判断事例数は 5.6 倍に膨らんでいる（厚生労働省、2016）。法律の施行により虐待周知は間違いなく広まったはずであり、施設従事者等への虐待防止に向けた研修体制等も整備されたはずである。にもかかわらず、まるでそれらの成果はいかばかりかと問うかのように、件数そのものは増大してきた。もちろん、周知が広まった分、これまで欠如していたアンテナが複数立ち、潜在化していた事例が発見されやすくなったという見方もできなくない。つまり、施設内虐待が現実には急増している可能性と、見つけやすくなった可能性の両者が想定される。しかし私は、前者の虐待そのものの増大が後者を凌駕しているのではないかと危惧する。

平成 26 年の施設内虐待の相談通報者は、複数回答可で「当該施設職員」と「元職員」が 35.3%、家族・親族が 18.9% を占めた。相談・通報を受けてその後、事実確認調査を実施（88.7%）して「虐待の事実が認められた」のが全体の 25.1%、「事実が認められなかった」が 37.0%、「判断にいたらなかった」が 26.6% であった（厚生労働省、2016）。相談通報者の主が「当該施設職員」等であるにもかかわらず、事実確認調査を行っても虐待なのか否か判断できないケースが少なくないという事実は、施設内虐待を掌握することの難しさを示唆している。ちなみに、養護者による高齢者虐待（以下、家庭内虐待とする）の場合は、事実確認調査を行ったケースのうち「判断に至らなかった」ケースは 21.0% であったことから、施設内虐待がなされる場合は家庭内虐待がなされる場以上に、他者が踏み込めない密閉化された構造になっていることがうかがわれる。施設には多種多様な職種スタッフのスタッフがおり、従事者のみならず雇用者も入所者も存在し、高齢者が生活する場は本来、風通しのよい空間になるはずである。極々少数のメンバーで構成された孤立化した家庭以上に、密閉化することは推察しづらい。しかし実際に、密室化した家庭以上に外部との間に厚いバリアをもつ施設があるということ、そのような壁の存在を結果的によしとしてしまっている社会の仕組み自体に、施設内虐待の根源的問題があるのではないだろ